

下関市上下水道局建設工事中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第215条第1項の規定に基づく建設工事中間前金払（以下「中間前金払」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる建設工事は、請負代金額が100万円以上のものとする。

(対象となる経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費の範囲は、当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事に償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(要件)

第4条 中間前金払は、次に掲げる要件を満たす場合にできるものとする。

- (1) 工期（債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間をいう。以下同じ。）の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額（債務負担行為等に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額をいう。以下同じ。）の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の額)

第5条 中間前金払をすることができる額は、請負代金額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(部分払の併用)

第6条 中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、同一会計年度内において、部分払をした後に中間前金払をすることはできないものとする。

(中間前金払の認定請求)

第7条 受注者は、中間前金払を請求しようとするときは、第4条に規定する要件を満たしていることについて、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の認定を受けなければならない。

2 受注者は、前項の認定を受けようとするときは、中間前金払に係る認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添えて管理者に提出しなければならない。

(中間前金払の認定)

第8条 管理者は、受注者から前条第2項の中間前金払に係る認定請求書の提出を受けたときは、第4条に規定する要件をすべて満たすものであるかについて、遅滞なく審査しなければならない。

2 前項の審査の結果は、認定調書（様式第3号）により、速やかに受注者に通知するものとする。

3 第1項に規定する審査における第4条第3号の要件に係る認定は、下関市上下水道局工事執行規程（平成24年上下水道局規程第4号）様式第1号第11条に基づく履行報告をもって行うことができる。

(中間前金払の請求等)

第9条 前条の審査により認定を受けた受注者が中間前金払を請求するときは、請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の中間前金払に関する保証証書を添えて管理者に提出しなければならない。

(中間前金払の追加)

第10条 請負代金額が著しく増額された場合における中間前金払の追加に係る取扱いについては、前3条の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に入札公告若しくは指名通知又は見積依頼を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号

中間前金払に係る認定請求書

年 月 日

(あて先) 下関市上下水道事業管理者

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の工事について中間前金払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
摘 要	

※添付書類 工事履行報告書 (様式第 2 号)

以上

様式第2号

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ~		年 月 日
日 付	年 月 日現在		
月 別	予定工程 ()内は、工程変更後	実施工程 ()内は、予定との差	備考
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
年 月	% (%)	% 差()	
(記載欄)			

現場代理人	主任(監理) 技術者

- (注) 1 報告は、月報を標準とする。
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第3号

認定調書

関水第 号
年 月 日

様

下関市上下水道事業管理者

印

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します（しません）。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
摘 要	

以上